会計指令の統合(1)

本田良巳

会計指令とは第4号指令,第7号指令,第8号指令の三つの指令を指していた。第4号指令は個別財務諸表の作成,第7号指令は連結財務諸表の作成,そして第8号指令は監査を対象にしている。本稿はこのうち,第4号指令と第7号指令とを取上げている。

第4号指令は1978年7月に公表され,第7号指令は1983年6月に公表されている。二つの指令は2000年代に入り,国際会計基準とのコンバージェンス,コーポレート・ガバナンスの強化等の要請から改正されている。さらに2013年6月,二つの指令は統合されている。本稿ではこのような第4号指令,第7号指令の成立,改正,最後に二つの指令の統合プロセスを論じていきたい。

本稿の構成は次の通りである。

第1節 第4号指令と第7号指令の概要

第2節 第4号指令と第7号指令の改正

第3節 第4号指令と第7号指令との統合

第1節 第4号指令と第7号指令の概要

1 はじめに

指令は大きく会社法に関連する指令と会計に関連する指令とに分けられる。前者は会社の設立、資本維持、資本変更等を定めており、第1号指令、第2号指令、第3号指令等がこれに該当している。後者は財務諸表の作成、法定監査人の資格要件等を定めており、第4号指令、第7号指令、第8号指令がこれに該当している」。

会計指令について、第4号指令は個別財務諸表の作成、第7号指令は連結財務諸表の作成、第8号指令は法定監査人の資格要件をそれぞれ定めている。このうち、本稿は第4号指令、第7号指令を取上げている。また、第4号指令の目的は「とりわけ株式会社と有限会社に関して株主並びに第三者を保護するため」であり²⁾、第7号指令の目的は「資本会社に内在する各種の利益を保護するため」であり³⁾、両指令は同じような目的を有してい

¹⁾ 黒田全紀, 『EC 会計制度調和化論』, 有斐閣, 1989年, 71頁参照。

²⁾ VIERTE RICHTLINIE DES RATES vom 25. Juli 1978 aufgrund von Artikel 54
Absatz 3 Buchstabe g) des Vertrages über den Jahresabschluß von Gesellschaften bestimmter
Rechtsformen, Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, Nr. L. 222/11, 14. 8. 78.
山口幸五郎編,『EC 会社法指令』,同文舘出版,1984年,185頁参照。

³⁾ SIEBENTE RICHTLINIE DES RATES vom 13. Juni 1983 aufgrund von Artikel 54 Absatz 3 Buchstabe g) des Vertrages über den konsolidierten Abschluß, Amtsblatt der Europäischen

る。

ところで、EC 成立の当初、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの6ヵ国が加盟し、さらに1973年、イギリス、デンマーク、アイルランドが加盟している。これら加盟国のなかでも例えば、大陸型会計、英米型会計と云われるように、会計観は異なっている。このような会計観の違いは第4号指令、第7号指令の生成プロセスにも影響を及ぼし、両指令ともにその成立まで長い年月を要することになる。

本節では第4号指令と第7号指令の概要を述べていくことにする。本項に続く第2項は第4号指令(1978年7月25日成立),第3項は第7号指令(1983年6月13日成立)をそれぞれ概説している。そして,第4項は第4号指令の特徴として「真実かつ公正な概観」の採用,第7号指令の特徴として親企業・子企業の定義において「統一的指揮」基準から「持株」基準への変更に言及している。最後に第5項は本節で述べてきたところを要約し,結びに代えている。

2 第4号指令の概要

1978年7月、欧州閣僚理事会によって第4号指令「特定の会社形態の財務諸表」は公表された。これにより、加盟国は2年以内に国内規定を整備し、さらに18ヵ月以内に施行されなければならない(第55条)。

第4号指令の構成は次の通りである4。

前文

- 第1条 適用されるべき国内法規が規制する会社の法形態
- 第1章 総則(第2条)
- 第2章 貸借対照表および損益計算書に関する総則(第3条-第7条)
- 第3章 貸借対照表の項目分類(第8条-第14条)
- 第4章 若干の貸借対照表項目に関する規定(第15条-第21条)
- 第5章 損益計算書の項目分類(第22条-第27条)
- 第6章 若干の損益計算書項目に関する規定(第28条-第30条)
- 第7章 評価規定(第31条-第42条)
- 第8章 附属説明書の内容(第43条-第45条)
- 第9章 状況報告書の内容 (第46条)
- 第10章 公示 (第47条 第50条)
- 第11章 監査 (第51条)
- 第12章 最終規定(第52条-第62条)

Gemeinschaften, Nr. L. 193/1, 18. 7. 83.

山口幸五郎,山口賢,清原泰司(資料),「コンツェルン計算書類に関するEC指令について(一)」,阪大法学第132号、1984年11月、241頁参照。

⁴⁾ 黒田全紀, 前掲書, 109頁~110頁参照。

前文において、第4号指令を規定する目的として、次の二点を挙げているが。

- (1) 財務諸表および状況報告書の様式と内容,評価の方法並びにこの文書の公示に関する 国家法制を調整することは,とりわけ株式会社と有限会社に関して社員並びに第三者 を保護するため特に重要である。
- (2) 競争関係にある会社が公衆に知らしめるべき財務情報の範囲に関し、法律上同等な最 少限度の要件を共同体のもとで設定することが必要である。

次に、第4号指令の概要を述べていくことにする。

(1) 総則

財務諸表は貸借対照表,損益計算書および附属説明書(Anhang)から構成され(第2条第1項),これら財務諸表は財産,財務および損益の状況について真実かつ公正な概観(true and fair view)を提供しなければならない(第2条第2項)。なお,真実かつ公正な概観の採用については後述することにする。

また、本指令の規定の適用によって真実かつ公正な概観を提供するために十分でない場合、追加的な情報を提供しなければならない(第2条第4項)。さらに、本指令の規定の適用が真実かつ公正な概観の提供に反する場合、規定から離脱し、かかる離脱について附属説明書にその旨、その理由が説明され、財産、財務および損益の状況に対する影響が開示されなければならない(第2条第5項)。ここで、第4項は補完機能といわれ、第5項は修正機能ともいわれている。

ところで、ヨーナス(Jonas, H. H.)によれば、附属説明書の説明義務は次の四つのタイプに分類されている⁷。

- ① 個々の財務諸表項目の内容および評価を説明する原則的義務
- ② 財務諸表の内部において表示または評価に関する選択権が行使された場合に追加的 な説明を与える特別義務
- ③ 上記の②の説明の枠内で、個々の財務諸表項目の内容および評価の表示をこえて、 個別的に規定された特別の開示義務
- ④ さらに、それをこえて、会計の特別規定が原則的に要求される「真実かつ公正な概観」を提供するために十分でないとき、また場合により、当該会計規定から離脱すべきとき、詳細な説明を与える義務
- 5) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, Nr. L. 222/11. 山口幸五郎編, 前掲書, 185頁~186頁参照。
- 6) 黒田全紀, 前掲書, 243頁参照。
- 7) Jonas, H. H., Die EG-Bilanzrichtlinie Grundlagen und Anwendung in der Praxis, (Freiburg 1980), S. 202-S. 203.

ハインリッヒ H. ヨナス著 戸田秀雄訳,『ヨーロッパ共同体貸借対照表指令』,中部日本教育文化会,1984年,208頁~209頁参照。

森川八洲男、「EC における会社会計調和化の目指すもの」、明大商学論叢第67巻第 $2\sim7$ 号、1984年10月、321頁 ~322 頁参照。

ここで、①は財務諸表を詳細に説明するという本来の機能であり、②、③は加盟国選択権、企業選択権の行使から生じる特別の機能である。そして、④は上記の補完機能、修正機能を指している。このように、附属説明書はいろいろな機能を有し、その重要性は高まってきている。

(2) 評価の一般原則

評価の一般原則として、(a) 継続企業の原則、(b) 評価継続性の原則、(c) 慎重の原則、(d) 発生主義の原則、(e) 個別評価の原則、(f) 貸借対照表同一性の原則の六つの原則を挙げている(第31条第1項)®。一般原則の確定について、委員会原案から委員会修正案へのプロセスにおいて変更がみられた(「図表1|参照)。

図表1 評価の一般原則

	委員会原案(1971年11月)		委員会修正案(1974年2月)	理事会指令(1978年7月)
a)	評価継続性の原則	a)	継続企業の原則	
b)	慎重の原則	b)	評価継続性の原則	
c)	慎重の原則	c)	慎重の原則	(委員会修正案に
d)	慎重の原則	d)	発生主義の原則	同じ)
e)	個別評価の原則	e)	個別評価の原則	
f)	貸借対照表同一性の原則	f)	貸借対照表同一性の原則	

「図表 1」から明らかなように、委員会修正案において継続企業の原則、発生主義の原則が追加されている。かかる一般原則の変更について1971年11月に発表されたイギリス会計実務基準第2号「会計方針の開示」の影響がみられる 9 。「会計方針の開示」第2項によれば、「ここでは、会計の基礎概念とは、企業が毎期作成している財務諸表の基礎をなす幅の広い基本的前提であると定義している。さしあたり、これに属するものとしては、つぎの4つがあげられる。(a)「継続企業」概念、(b)「発生」概念、(c)「継続性」概念、および (d)「慎重性」概念である」 10 。引用文の中で、(a)「継続企業」概念、(b)「発生」概念が委員会修正案に採用されたのである。

(3) 評価規定

評価の基本原則として、取得原価および製造原価を定めている(第32条)。

取得原価および製造原価を原則としながら、加盟国の実務を考慮して次の三つの時価評価の規定を設けている(第33条第1項)¹¹⁾。

⁸⁾ 森川八洲男,「EC における会計基準の形成 (二・完) -特に第四号指令「特定の会社形態の年度 決算書をめぐって」, 会計第115巻第2号, 1979年2月, 66頁参照。

⁹⁾ 黒田全紀, 前掲書, 132頁参照。

¹⁰⁾ 田中 弘, 原 光世訳, 『イギリス会計基準書』, 中央経済社, 1990年, 71頁~72頁参照。

- a) 耐用年数が有限の有形固定資産および棚卸資産について、取替価値(Wiederbeschaffungswert)に基づく評価
- b) 財務諸表における自己資本を含む項目について, a) に挙げる以外の方法であって, インフレーションを考慮するための方法に基づく評価
- c) 有形固定資産および財務固定資産について再評価 (Neubewertung)
- a) は取替価値の適用により、実質的な資本維持の原則ないし実体維持の原則の充足に必要な費用を正確に算定することを目的にしており、オランダの実務を考慮して規定されている 12 。また、b) の適用により、財務諸表に及ぼす貨幣購買力変動の影響を明示することを目的としており、イギリスの実務を考慮して規定されている 13 。最後に c) は再評価の適用により、決算期における関係資産の経済的価値についてより正確な概観を与えることを目的としており、フランス、イギリスの実務を考慮して規定されている 14 。なお、三つの時価評価の規定は公布日から7年以内に検討し、必要な場合に修正すべきである、としている(第33条第5項)。
- a) \sim c) を適用する場合,貸借対照表の貸方に再評価積立金(Neubewertungsrücklage)が設定されなければならない。そして,再評価積立金の次の変動は附属説明書において表示されなければならない(第33条第2項) 15 。
 - ① 期首における再評価積立金の金額
 - ② 期中に再評価積立金に振替えられた再評価差額
 - ③ 資本金組入額,その他期中に再評価積立金から振替えられた額。並びに、振替の性質を記載
 - ④ 期末における再評価積立金の金額
 - 11) 黒田全紀, 前掲書, 138頁~139頁参照。森川八洲男, 前掲稿, 71頁参照。
 - 12) 「原案理由書」によれば、「この評価方法は、収益の算定に際して、実質的な資本維持の原則ないし会社の実体保持の原則を適用することを可能にし、この原則の充足に必要な費用の額をより正確に決定することを可能ならしめる」。
 - 山口幸五郎編, 前掲書, 274頁参照。黒田全紀, 前掲書, 139頁参照。
 - 13) 「暫定基準会計実務書第七号 貨幣購買力変動会計」によれば、「およそ経営者その他の財務諸表利用者には、原価、利益、配当政策、配当対当期利益比率、資金借入、資金効率、将来の資金需要など企業財務におよぼすインフレの影響を正しく知らせなければならない。本実務書は、現行の財務諸表に及ぼす貨幣購買力変動の影響を明示するための基準会計実務を確立することだけを目的とする」。白鳥庄之助(翻訳)、「暫定基準会計実務書第七号 貨幣購買力変動会計」、経済研究(成城大學)第四十七・四十八合併号、1974年10月、377頁参照。黒田全紀、前掲書、139頁参照。
 - 14) 「原案理由書」によれば、「取替価額主義による評価は大多数の加盟国において認められていないが、再評価、とりわけ土地および資本的参加関係に関する再評価については、これら加盟国の多くが認めている。その目的は、貸借対照表を閲覧する者に対し、決算期日における関係資産の経済的価値について、より正確な概観を与えることにある」。山口幸五郎編、前掲書、282頁参照。黒田全紀、前掲書、139頁参照。
 - 15) 森川八洲男, 前揭稿, 72頁参照。

ところで、第4号指令の下記の規定は第7号指令の公表によって改訂されている160。

第4号指令 第7号指令

第56条 (結合企業に関する特則) ←第42条 (結合企業に関する特則)

第57条 (従属会社の財務諸表) ←第43条 (子企業の財務諸表)

第58条 (支配会社の財務諸表) ←第44条 (親企業の財務諸表)

第59条(結合企業の資本に対する持分の評価)←第45条(結合企業における資本的参加

関係の掲記方法)

第61条 (支配会社の附属説明書) ←第46条 (親企業の附属説明書)

3 第7号指令の概要

1983年6月,欧州閣僚理事会によって第7号指令「連結財務諸表」は公表された。これにより、加盟国は1988年1月までに国内規定を整備し、1990年1月以降、施行されなければならない(第49条)。

第7号指令の構成は次の通りである17)。

前文

第1章 連結財務諸表作成の前提条件(第1条-第15条)

第2章 連結財務諸表の作成方法 (第16条-第35条)

第3章 連結状況報告書(第36条)

第4章 連結財務諸表の監査(第37条)

第5章 連結財務諸表の公示 (第38条)

第6章 経過規定および最終規定 (第39条-第51条)

前文において、第7号指令を規定する目的として次の三点を挙げている。

- (1) 連結財務諸表に関する法制を調整するのは、資本会社に内在する各種の利益を保護するためであること。
- (2) この保護は、資本会社が企業集団に所属する場合には連結財務諸表を作成すべきであるという原則を意味していること。
- (3) 上記の会社が少なくとも親企業である場合,連結財務諸表を作成せしめなければならないこと。

Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, Nr. L. 193/15-17.

山口幸五郎,山口賢,清原泰司(資料),「コンツェルン計算書類に関する EC 指令について(六・完)」,阪大法学第143号,1987年 8 月,196頁~203頁参照。

¹⁶⁾ 山口幸五郎編, 前掲書, 335頁~343頁参照。

¹⁷⁾ 黒田全紀, 前掲書, 195頁参照。

¹⁸⁾ Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, Nr. L. 193/1. 山口幸五郎,山口賢,清原泰司 (資料),「コンツェルン計算書類に関する EC 指令について (一)」, 阪大法学第132号,1984年11月,241頁参照。

次に、第7号指令の概要を述べていくことにする。

- (1) 連結財務諸表の作成義務
- a) 親企業は連結財務諸表を作成しなければならない。第1条第1項によれば、親企業、 子企業は持株基準をもって定義されている(「図表2」参照)¹⁹⁾。

図表 2 親企業・子企業の定義(垂直的グループの場合)

		定義
(a)		A企業がB企業の株主または社員として議決権の過半数を有する。
(b)	a)	A企業がB企業の株主または社員であり、
	b)	A企業がB企業の経営機関、執行機関または監督機関の構成員の過半数を選任す
		る権利または解任する権利を有する。
(c)	a)	A企業がB企業の株主または社員であり、
	b)	A企業がB企業との契約またはB企業の定款規定に基づきB企業に対して支配的
		影響力を行使する権利を有する。(但し、このような契約・定款規定の拘束力を
		法的に認める加盟国に限り、その加盟国は (c) a) を求める必要はない。)
(d)	a)	A企業がB企業の株主または社員であり、
		aa その議決権の行使のみによって当該営業年度,前年度および連結財務諸表作
		成時までB企業の経営機関,執行機関または監督機関の構成員の職にある者の
		過半数を選任した。(但し,他企業が(a),(b),または(c)の権利を有る場合
		を除く。)
		bb B企業に対する他の株主または社員との合意に基づき単独で議決権の過半数
		を支配する。

「図表2」において明らかなように、「議決権の過半数」所有をいい、持株基準を採用している。また、A企業は親企業、B企業は子企業である。

- b) A企業がB企業に対して第4号指令第17条にいう資本参加を有し、かつ、
 - ① A企業がB企業に対して支配的影響 (beherrschender Einfluß) を現実に行使しているとき、または、
 - ② A企業およびB企業がA企業の統一的指揮 (einheitliche Leitung) に服しているとき,

ここで,「支配的影響」あるいは「統一的指揮」という基準により, A企業は親企業, B企業は子企業と定義されている²⁰。そして, 親企業に対して連結財務諸表, 連結状況

¹⁹⁾ 黒田全紀, 前掲書, 196頁~197頁参照。

²⁰⁾ 黒田全紀, 前掲書, 198頁参照。

第4号指令第17条は次のように定めている。

[「]本指令にいう資本的参加関係とは、証券により表章されていると否とを問わず、他の企業の資本 における持分であって、右他企業との間に持続的結合関係を創設することにより、当該会社の活動

報告書の作成を規定することができる(第1条第2項)。

- c) A企業とB企業との間に親子関係が成立しないときも,
 - ① B企業がA企業と締結した契約もしくはB企業の定款規定(Satzungsbestimmung) に基づき、A企業とB企業が統一的指揮に服しているとき、または、
 - ② A企業とB企業の経営機関,執行機関もしくは監督機関につき営業年度中および連結財務諸表の作成時まで過半数が同一人で構成されているとき.

A企業、B企業に対して連結財務諸表、連結状況報告書の作成を規定することができる (第12条) 21 。ここで、A企業とB企業は垂直的グループでなく、水平的グループに所属している。

(2) 連結の免除

a) 親企業の特殊性

親企業のもつ特殊性により,加盟国には連結財務諸表の作成義務を免除する選択権が 与えられている。

aa) 資本会社でない会社(第4条第2項)

親企業が資本会社として組織されていない場合,加盟国には連結財務諸表の作成義務を免除する選択権が与えられる²²⁾。

bb) 参加会社(第5条第1項)

親企業が第4号指令第5条第3項にいう参加会社(Beteiligungsgesellschaft)であり、一定の要件を満たす場合、加盟国には連結財務諸表の作成義務を免除する選択権が与えられる²³⁾。

cc) 大規模会社でない会社(第6条第1項)

親企業が第4号指令第27条に定める大規模会社の基準に達しないとき、すなわち中

に寄与せしめることを目的とするものをいう。他の会社の資本を一部保有する場合において、加盟国が20パーセント以内を基準として定める比率を超えるときは、資本的参加関係にあるものと推定する」。山口幸五郎編、前掲書、242頁参照。

- 21) 黒田全紀, 前掲書, 200頁参照。
- 22) 黒田全紀, 前掲書, 199頁参照。
- 23) 黒田全紀, 前掲書, 200頁参照。

第4号指令第5条第3項は次のように定めている。

「本指令にいう金融的参加会社は、当該会社が株主または社員として有する権利を妨げることなく、他の企業の業務執行に直接間接に関与せずして当該他企業に対して資本参加をなし、かつその運用により利益をあげることをもって唯一の目的とする会社をのみ意味する。当該会社の活動に対する制限は、その遵守が司法又は行政機関により監督され得るのでなければならない」。山口幸五郎編、前掲書、207頁参照。

なお、一定の要件とは第7号指令第5条第1項a~dを指している。

小規模の会社について加盟国には連結財務諸表の作成義務を免除する選択権が与えられる²⁴。

b) 中間的親企業

親企業が子企業を有し、その子企業が他の企業を子企業とするケースである。中間的 親企業の問題であり、中間的親企業も連結財務諸表を作成しなければならないかが問題 になってくる。いわゆる下位連結の問題でもある²⁵。

加盟国には中間的親企業に対して下位連結財務諸表の作成義務を免除する選択権が与えられる。

- aa) 中間的親企業 (第7条第1項)
- ① 親企業が中間親企業に対して100%出資している場合、または、
- ② 親企業が中間親企業に対して90%以上出資し、かつ、残余の株主が作成義務の免除に同意している場合。

加盟国には自国内に有する中間親企業に対して下位連結財務諸表の作成義務を免除する選択権が与えられる²⁶⁾。

- bb) EU内-親企業(第8条第1項)
- ① 第7条第2項の要件がすべて満たされ、かつ、
- ② 中間親企業の株主でその引受済資本金に対して一定の最少割合(株式会社・株式合資会社について10%, その他の法形態の企業について20%)以上を有する者が営業年度の終了6ヵ月前までに連結財務諸表の作成を要求しなかった場合.

加盟国には自国内に有する中間親企業に対して下位連結財務諸表の作成義務を免除する選択権が与えられる²⁷⁾。

cc) EU外-親企業(第11条第1項)

EU外の企業を親企業とする自国内中間親企業に対して一定の要件が満たされる場

24) 里田全紀、前掲書、199頁参照。

第4号指令第27条は次のように定めている。

「加盟国は,貸借対照表の閉鎖期日において次の三個の基準中二個の基準の制限数値を超えない会社,すなわち,

- -貸借対照表総額:400万欧州計算単位
- -純売上総額:800万欧州計算単位
- 当該営業年度中の平均従業員数:250|

Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, Nr. L. 222/21.

山口幸五郎編,前掲書,263頁参照。

- 25) 黒田全紀, 前掲書, 205頁参照。
- 26) 黒田全紀, 前掲書, 205頁参照。
- 27) 黒田全紀, 前掲書, 207頁参照。

第7号指令第7条第2項の要件について次の文献を参照。

Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, Nr. L. 193/5.

山口幸五郎,山口賢,清原泰司(資料),「コンツェルン計算書類に関する EC 指令について(二)」,阪大法学第135号,1985年8月,219頁~220頁参照。

合,加盟国には下位連結財務諸表の作成義務を免除する選択権が与えられる²⁸。

(3) 連結の除外

下記のa)~c)の企業は連結の範囲から除外することができる。

- a) 重要性に乏しい企業 (第13条第1項) 重要性に乏しい企業は連結する必要がない²⁹⁾。
- b) 該当する企業 (第13条第3項)
 - aa) 厳しい,かつ長期の制限により,企業の資産もしくは経営に対する親企業の権利 の行使が実質的に阻害されている場合,または水平的グループを構成する企業の統一 的指揮の行使が実質的に阻害されている場合,または,
 - bb) 連結財務諸表作成のために必要な情報を入手するのにきわめて高い出費もしくは 不当な遅延を伴う場合、または、
 - cc) 株式もしくは持分がもっぱら転売目的で保有されている場合, 上記の該当する企業は連結する必要がない³⁰⁾。
- c) 活動が異なる企業 (第14条第1項)

企業の活動が異なっているので、連結するならば真実かつ公正な概観の提供に反する場合、当該企業は持分法の適用を妨げることなく、連結する必要がない³¹⁾。

ここで,第7号指令の概要を(1)連結財務諸表の作成義務,(2)連結の免除,(3)連結の 除外の三点から説明している。

4 第4号指令, 第7号指令の特徴

第4号指令の特徴として「真実かつ公正な概観」の採用,第7号指令の特徴として親企業・子企業の定義において「統一的指揮」基準から「持株」基準への変更を述べていくことにする。

- (1) 第4号指令の特徴-「真実かつ公正な概観」の採用 まず,第4号指令の生成プロセスは次の通りである³²⁾。
 - 1) 委員会予備草案(1968年3月9日)
 - 2) 委員会原案(1971年11月6日)
 - 3) 欧州議会意見(1972年11月16日)

²⁸⁾ 黒田全紀,前掲書,208頁~209頁参照。 なお,一定の要件とは第7号指令第11条第1項a~cを指している。

²⁹⁾ 黒田全紀, 前掲書, 203頁参照。

³⁰⁾ 黒田全紀, 前掲書, 203頁参照。

³¹⁾ 黒田全紀, 前掲書, 204頁参照。

³²⁾ 黒田全紀, 前掲書, 104頁参照。

- 4) 経済社会評議会見解(1973年2月22日)
- 5) 委員会修正案(1974年2月26日)
- 6) 理事会指令(1978年7月25日)

このうち、委員会原案、委員会修正案、理事会指令だけを取上げ、「真実かつ公正な概観」に関連して規定の変更を表示していくことにする(「図表3 | 参照)³³。

図表 3 第 4 号指令

委員会原案

- 1 財務諸表は貸借対照表,損益計算書および附属説明書からなる。財務諸表は一体を構成する。
- 2 財務諸表は正規かつ適正な会計原則の要求を満たさなければならない。
- 3 財務諸表は整然かつ明瞭に作成し、かつ、評価および計算書類の様式に関する規定の枠内において、会社の財産、財務および損益の状況につき、できるだけ正確な概観を提供しなければならない。

委員会修正案

- 1 財務諸表は貸借対照表,損益計算書および附属説明書からなる。財務諸表は一体を構成する。
- 2 財務諸表は会社の財産、財務および損益の状況につき、真実かつ公正な概観を提供しなければならない。
- 3 財務諸表は本指令の規定に従って整然かつ明瞭に作成しなければならない。

理事会指令

- 1 財務諸表は貸借対照表,損益計算書および附属説明書からなる。財務諸表は一体を構成する。
- 2 財務諸表は本指令の規定に従って整然かつ明瞭に作成しなければならない。
- 3 財務諸表は会社の財産、財務および損益の状況につき、真実かつ公正な概観を提供しなければならない。
- 4 本指令の適用が第3項にいう真実かつ公正な概観を提供するのに十分でない場合には,追 加的情報を提示しなければならない。
- 5 例外として、本指令の規定を適用すれば第3項に定める義務に抵触することとなる場合には第3項にいう真実かつ公正な概観を提供するため、当該規定の適用除外を設けるものとする。かかる適用除外の旨は財産、財務および損益の状況に及ぼす各影響の記載とともに附属説明書において表示し、かつその理由を明記しなければならない。

加盟国は例外的場合を限定し、かつこれに対応する適用除外の制度を定めることを得る。

6 加盟国は本指令により開示が要求されている事項以外にも、財務諸表において開示を許可しまたは要求することを得る。

³³⁾ Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, Nr. L. 222/12. 山口幸五郎編、『EC 会社法指令』,同文舘出版,1984年,199頁~200頁参照。

「図表3」から明らかなように、委員会原案から委員会修正案へのプロセスにおいて変更はみられ、委員会修正案において初めて「真実かつ公正な概観」という用語は採用されている。ここで、委員会修正案にEEC会計士スタディ・グループの見解が受け入れられている。同スタディ・グループの見解は次の二点である³⁴。

- a) 「会社の財産状態,財務状況並びに業績につき,できるだけ正確な概観」を「評価及び計算書類の様式に関する規定の枠内」に結びつけるのはあまりにも狭すぎる。
- b) 「できるだけ正確な概観」という文言は株主および債権者への報告を侵害するおそれ のあるような解釈の自由を企業に与えてしまう。

もともと、「真実かつ公正な概観」はイギリス会社法上の文言である(1948年会社法第 149条) 35 。「1973年1月にイギリス、アイルランドおよびデンマーク3国が新たに加盟して「拡大 EC」が発足したのに伴い、特にイギリスの要請に応えて、1974年の同修正草案で新しく採り入れられた」ものである 36 。したがって、「真実かつ公正な概観」の採用は同スタディ・グループの見解を受け入れたものであり、また、イギリスの要請に応えたものである。

- (2) 第7号指令の特徴-「統一的指揮」基準から「持株」基準への変更まず、第7号指令の生成プロセスは次の通りである³⁷。
 - 1) 委員会第1次予備草案(1971年)
 - 2) 委員会第2次予備草案(1974年)
 - 3) 委員会原案(1976年5月4日)
 - 4) 経済社会評議会見解(1977年2月24日)
 - 5) 欧州議会意見(1978年6月16日)
 - 6) 委員会修正案(1978年12月14日)
 - 7) 理事会指令(1983年6月13日)

このうち、委員会原案、委員会修正案、理事会指令だけを取上げ、「統一的指揮」基準から「持株」基準への変更に関連して規定の変更を表示していくことにする(「図表4」参照)380。

³⁴⁾ 森川八洲男,「EU における会計基準調和化問題に関する再検討-特に「大陸型会計」と「英米型会計」の融合の視点から(I)-|,明大商学論叢第79巻第1・2号,1997年3月,63頁参照。

³⁵⁾ 黒田全紀, 前掲書, 242頁参照。

³⁶⁾ 森川八洲男, 前揭稿, 63頁参照。

³⁷⁾ 黒田全紀, 前掲書, 191頁~192頁参照。

図表 4 第 7 号指令

委員会原案

第2条

- 1 本指令にいう従属企業とは、他の企業、いわゆる支配企業が直接または間接に支配的影響 を及ぼすことのできるものをいう。
- 2 ある企業は次の場合,他の企業に従属しているものと推定する。すなわち当該他の企業が 直接または間接に
- (a) 資本金の過半を所有するとき, または,
- (b) 企業の持分と結合する議決権の過半数を行使できるとき、または、
- (c) 企業の経営機関,執行機関または監督機関の構成員の過半数を選任することのできるとき。
- 3 支配企業に従属する他の企業が有する持分ならびに支配企業またはこれに従属する企業の 計算において個人が有する持分も支配企業の持分とする。

第3条

- 1 支配企業および1個または複数個のそれに従属する企業は、被資本参加企業が支配企業の統一的指揮に服するよう支配企業が現に支配的影響を及ぼすとき、本指令にいうコンツェルンを構成するものとする。これら企業の各個はこれをコンツェルン企業とする。
- 2 ある企業が本指令の第2条に従って他の企業に支配されているときは、支配企業および従属企業はコンツェルンを構成するものと推定する。

委員会修正案

第2条

- 1 本指令にいう従属企業とは、他の企業、いわゆる支配企業が直接または間接に支配的影響 を及ぼすことのできるものをいう。
- 2 ある企業は次の場合、他の企業に従属しているものと推定する。すなわち当該他の企業が直接または間接に
- (a) 資本金の過半を所有するとき, または,
- (b) 企業の持分と結合する議決権の過半数を行使できるとき, または,
- (c) 企業の経営機関,執行機関または監督機関の構成員の過半数を選任することのできるとき。
- 3 支配企業に従属する他の企業が有する持分ならびに支配企業またはこれに従属する企業の 計算において個人が有する持分も支配企業の持分とする。

第3条

- 1 支配企業および1個または複数個のそれに従属する企業は、被資本参加企業が支配企業の 統一的指揮に服するよう支配企業が現に支配的影響を及ぼすとき、本指令にいうコンツェル ンを構成するものとする。これら企業の各個はこれをコンツェルン企業とする。
- 2 ある企業が本指令の第2条に従って他の企業に支配されているときは、支配企業および従 属企業はコンツェルンを構成するものと推定する。

理事会指令

第1条

- 1 加盟国は、その国家法の管轄に属するすべての企業であって次の要件の一つを充たすもの (親企業) に対して、連結財務諸表および連結状況報告書の作成義務を課する。 すなわち、
- (a) 当該企業が、他の企業 (子企業) の株主または社員として、その議決権の過半数を有する場合、または、
- (b) 当該企業が、他の企業 (子企業) の経営機関、執行機関または監督機関の構成員の過半 数を選任する権利または解任する権利を有し、かつ同時に右の他企業の株主または社員で ある場合、または、
- (c) 当該企業が、他の企業(子企業)と締結する契約または他の企業(子企業)の定款により、株主または社員として参加している右の他企業に対して支配的影響力を行使する権利を有する場合。但し、この場合には、当該子企業がかかる契約または定款に服することにつき、右の子企業を管轄する国家法により認められていることを要する。加盟国は、親企業が子企業の株主または社員である旨を定めることを要しない。その国家法中に右の契約または定款に関する規定が存しない加盟国は、本規定の適用による調整を義務づけられない。または、
- (d) 当該企業が、他の企業の株主または社員であり、かつ、
- aa 右の他企業 (子企業) において、当該営業年度、前年度および連結財務諸表作成時まで 経営機関、執行機関または監督機関の構成員の職にある者の過半数を、もっぱら当該企業 による議決権の行使のみにより選任している場合。または
- bb 当該企業が、右の他企業(子企業)における株主または社員との合意に基づき、単独で右 企業における株主または社員の議決権の過半数を支配する場合。加盟国は、右の合意の方 式および内容に関して、より詳細な規定を設けることを得る。

加盟国は、少なくとも前記 bb 所定の場合について規制することを要する。

加盟国は、前記 aa の適用については、資本参加の比率が株主または社員の議決権の20パーセント以上である場合に限定することを得る。

しかしながら、前記 aa については、他の企業が右の子企業に対して、a、b または c にいう権利を有する場合にはこれを適用しない。

- 2 将来における調整までは、第1項の場合とは別に、加盟国は、その国家法の管轄に属するすべての企業であって、他の企業(子企業)に対し第4号指令第17条にいう資本的参加関係を有しかつ次の要件の一つを充たすもの(親企業)に対して、連結財務諸表および連結状況報告書の作成義務を課する。すなわち、
- (a) 当該企業が、他の企業に対して支配的影響力を現実に行使している場合。または、
- (b) 当該企業および従属企業が、統一的指揮に服している場合。

企業集団構成企業の定義には二種類のアプローチがある。すなわち、「そこでは、明らかに企業集団の経済的実態を把握しようと努められており、そうすることにより、企業集団が、法律上は独立した企業の総体であるが実際上は経済的単一体として活動するものであることを明瞭ならしめている。これに反して、他の加盟国では、法律の与える定義がはるかに具体的かつ明確であって、たとえば、資本の過半数を保有していることまたは会社

の発行株式に基づく議決権の過半数を支配していることというような基準と結びついている」³⁹。ここで、前者は「統一的指揮」基準により、後者は「持株」基準により、企業集団構成企業を定義している。

「図表4」から明らかなように、委員会修正案から理事会指令へのプロセスにおいて「統一的指揮」基準から「持株」基準に変更したことがわかる。しかし、さらに子細に検討すれば、委員会修正案と理事会指令との間に指令修正案改訂素案(1979年7月20日)があり、指令修正案改訂素案では「統一的指揮」基準はまったく用いられていない400。その後、理事会指令第1条第2項において、「統一的指揮」基準は二次的であるが復活したことになる。

「統一的指揮」基準から「持株」基準への変更の理由として、イギリス会社法の影響をみることができる。理事会指令が確定する前、イギリス会社法によれば、子会社を次の $a)\sim c$)において定義している(1948年会社法第154条第1項,1985年法第736条第1項,2006年法第1159条第1項)。

- a) 他の会社がある会社の議決権の過半数を有している。
- b) 他の会社はある会社の社員であり、ある会社の取締役会の過半数を選任・解任する権利を有している。
- c) 他の会社はある会社の社員であり、他の社員との合意にしたがって、ある会社の議決権の過半数を支配する、あるいは、その他の会社の子会社である会社の子会社である。

a) \sim c) において,他の会社は親会社であり,ある会社は子会社である。ここにおいて,議決権の過半数所有,すなわち,「持株」基準が採用されており,イギリス会社法の規定が理事会指令に影響していることがわかる。したがって,「各案上の変化がイギリス会社法・IAS 第 3 号側の優先的地位を獲得していく過程の表現であることには誤認の余地がない。同時にそれは統一的指揮という経済的基準(ないし事実基準)から過半数議決権所有という法律的基準への原則的移行の発現でもあった $|^{42}$ 。

³⁸⁾ Wortlaut des geänderten Vorschlages nach Artikel 54 Absatz Buchstabe g) des Vertrages über den Konzernabschluß, Betriebeswirtschaftliche Forschung und Praxis 5/79, S. 413-S. 422.

Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, Nr. L. 193/2-3.

黒田全紀訳、「企業集団の会計報告に関する EC 理事会指令第七号案 [I] |

国際商事法務 No. 745, 1976年9月5日, 29頁~30頁参照。

山口幸五郎,山口賢,清原泰司(資料),「コンツェルン計算書類に関する EC 指令について (-)」,阪大法学第132号,1984年11月,248頁~250頁参照。

³⁹⁾ 山口幸五郎,山口賢,清原泰司(資料),「コンツェルン計算書類に関する EC 指令について (一)」, 阪大法学第132号,1984年11月,255頁参照。

⁴⁰⁾ 黒田全紀, 前掲書, 188頁参照。

⁴¹⁾ 黒田全紀, 前掲書, 192頁参照。 Alcock, A. Birds, J. Gale, S., Companies Act 2006: The New Law, Bristol 2007, p. 997.

⁴²⁾ 黒田全紀, 前掲書, 193頁参照。

5 おわりに

EC 成立の当初からフランス,西ドイツ等は加盟し、1973年,イギリス等は加盟している。加盟国のなかでも例えば、大陸型会計、英米型会計といわれるように、会計観は違っている。会計観の違いは第4号指令、第7号指令の生成プロセスに影響を及ぼすことになる。結果的に、第4号指令、第7号指令いずれもその成立まで10年近い年月を要することになる。最後に本節で述べてきたところを要約していくことにする。

- (1) 第4号指令の概要を総則、評価の一般原則、評価規定の三点から述べている。総則では財務諸表のなかでも附属説明書の役割の増大を述べ、また、評価の一般原則ではその確定段階においてイギリスの影響を指摘している。最後に、評価規定では取得原価および製造原価を原則としながら、例外的なケースとして三つの時価評価(取替価値、貨幣購買力変動会計、再評価)を概説している。
- (2) 第7号指令の概要を連結財務諸表の作成義務,連結の免除,連結の除外の三点から述べている。連結財務諸表の作成義務は親企業にあり、親企業を原則として持株基準によって定義している。次に、連結の免除では企業の特殊性により、また中間的親企業により、親企業に対して連結財務諸表の作成義務を免除する選択権を与えている。最後に、連結の除外では重要性に乏しい企業、活動の異なる企業等は連結する必要がないのである。
- (3) 第4号指令の特徴として「真実かつ公正な概観」の採用,第7号指令の特徴として親企業・子企業の定義において「統一的指揮」基準から「持株」基準への変更を挙げている。「真実かつ公正な概観」という用語は委員会修正案において初めて採用されたものであり、これはEEC会計士スタディ・グループの見解を受け入れ、また、イギリスの要請に応えたものである。「統一的指揮」基準から「持株」基準への変更は理事会指令において明らかになり、「統一的指揮」は後退している。この変更もイギリス会社法の影響にみることができる。

第4号指令は1978年7月、欧州閣僚理事会において成立し、加盟国は2年以内に国内規定を整備しなければならない。また、第7号指令は1983年6月、欧州閣僚理事会において成立し、加盟国は1988年1月までに国内規定を整備しなければならない。最後に、加盟国における指令の履行状況を表示しておくことにする(「図表5」参照)⁴³。

⁴³⁾ Nobes, C. Accounting Harmonisation in Europe, London, 1995, p. 118, p. 125. 森川八洲男,「第5章 EC 会社法指令と EU における会計基準の調和化」, (森川八洲男編著,『会計基準の国際的調和化』所収), 白桃書房, 1998年, 83頁参照。

図表 5 指令の履行状況

加盟国	第4号指令	第7号指令
デンマーク	1981年	1990年
イギリス	1981年	1989年
フランス	1983年	1985年
オランダ	1983年	1988年
ルクセンブルグ	1984年	1988年
ベルギー	1985年	1990年
ドイツ	1985年	1985年
アイルランド	1986年	1992年
ギリシャ	1987年	1987年
スペイン	1989年	1989年
ポルトガル	1989年	1991年
イタリア	1991年	1991年